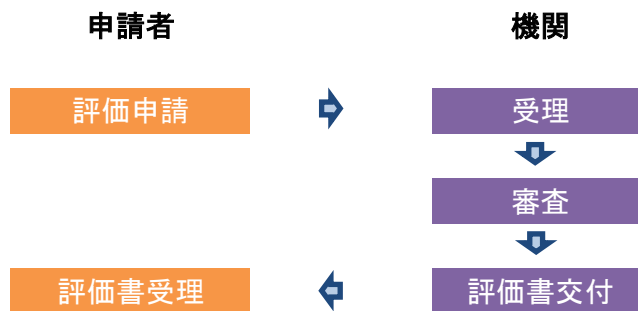


BELS(建築物省エネルギー性能表示制度に係る評価業務)

平成27年7月、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「法」という。)」が公布され、同法第7条において、住宅事業建築主その他の建築物の販売又は賃貸を行う事業者は、その販売又は賃貸を行う建築物について、エネルギー消費性能の表示をすよう努めなければならないことが位置づけられ、これに伴い、国土交通省では、建築物のエネルギー消費性能の見える化を通じて、性能の優れた建築物が市場で適切に評価され、選ばれるような環境整備等を図れるよう「建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針」(以下「ガイドライン」という。)を告示として制定しました。BELSにおいては、ガイドラインに基づく第三者認証マークの一つとして住宅を適用範囲に含む等の改正を行い新たにスタートすることとなりました。

審査対象建築物 住宅(併用住宅等は審査対象外となります。)

業務の流れ



参考資料等

一般財団法人 住宅性能評価・表示協会のHP等より以下の内容が確認できます。
・BELS制度概要、Q&A、各種資料、一次エネルギー消費量算定用プログラム

[こちらから](#)

申請書類等

申請図書部数 正・副

申請図書リスト

- ・評価申請書
- ・委任状(代理申請の場合)
- ・掲載承諾書
- ・設計内容説明書
- ・付近見取図
- ・配置図
- ・仕様書(仕上表を含む)
- ・各階平面図
- ・床面積求積図
- ・立面図
- ・断面図
- ・矩計図
- ・基礎伏図(基礎断熱を行うもののみ)
- ・各部詳細図
- ・各種計算書(外皮計算書、一次エネルギー消費量等)
- ・機器表、資料、カタログ等(機器の性能が確認できるもの)

